

令和5年5月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

## 小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年5月9日(火) 午後1時30分から午後2時24分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

### 3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第4条による許可申請について

第3号議案 農地法第5条による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第5号議案 農用地売渡等の希望申出について

第6号議案 小城市農業委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程について

第7号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見について

(追加) 第8号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

## 7. 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和5年5月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。昨日までの雨の影響で懸念されておりましたけれども、今日はいい天気になりまして、大麦のほうもいよいよ刈り取りの時期になってまいりました。農作業中は、大型機械はさばけますけれども、故障したりしたときには必ずエンジンを切って修理をしていただきたいと思います。農繁期にはいろんな事故が発生しておりますので、皆さん方も注意して仕事に励んでいただきたいと思います。
事務局	今日は第1号議案から第8号議案までございますので、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。 それでは、事務局のほうよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。 本日は、農業委員14名全ての委員が出席をされておりますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。
事務局	それでは、ただいまから令和5年5月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から御指名をさせていただきます。 4番古賀委員、5番西村委員にお願いします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は4件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)
議長	この案件の場所は有明海沿岸道路南の芦刈町下古賀地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)
事務局	全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 資料は9ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

議 長	<p>この案件の場所は県道多久牛津線東の小城町下右原地区にある農地で、申請理由は贈与です。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>資料は13ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は主要地方道佐賀外環状線北の三日月町西分地区にある農地で、申請理由は隣接地の購入です。申請地は雑木等が繁茂しておりますが、時間をかけて整地をするとのこと。</p>
議 長	<p>資料の15ページを御覧ください。</p> <p>通称字図と呼ばれております不動産登記法第14条地図を添付しております。申請地に隣接する〇〇〇〇番〇は令和4年11月農業委員会にて審議していただき、一般住宅を転用目的として、令和4年11月25日付で農地法第5条の規定に基づく許可指令書が県知事より発行されております。</p> <p>今回の譲受人と農地転用の譲受人は〇〇となります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号4について説明をいたします。</p> <p>資料は17ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号4について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は有明海沿岸道路北の芦刈町東道免地区にある農地で、申請理由は贈与です。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は2ページを御覧ください。</p>

本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は23ページからとなります。

(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は小城スマートインターチェンジから西へ300メートルほどの小城町原田地区にある農地で、転用目的は営農型太陽光発電設備(一時転用)でございます。

申請地は令和2年7月21日付で一時転用の許可を県知事から受けられており、令和4年12月15日までの許可期間満了後の再申請でございます。

申請者に対しては、継続して営農型太陽光発電設備を設置するのであれば、許可期間満了前に農地転用を申請するように連絡をしておりましたが、許可期間満了日から経過しておりますので、顛末書を添付されております。

農地の約半分に太陽光発電設備を設置し、その下でレモンを栽培されております。

被害防除対策ですが、太陽光パネル設置部分の農地は舗装をされておらず、雨水は自然排水であるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は小城市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については私が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

申請者、申請農地、転用目的については事務局の御報告のとおりでございます。

調査事項として、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できる。

計画面積の検討について、利用状況など適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、許可期間の更新であり、目的どおりに供されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、雨水は自然流下し、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

その他特記事項は別にありません。

令和5年5月9日、農業委員、江里口泰信、以上です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は3ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は5件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は29ページからとなります。

議 長

事務局

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は県道川上牛津線東の牛津町乙柳地区を通る市道練ヶ里仁俣線北にある農地で、転用目的は一般住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については1番野方委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告いたします。

1 番

農地法第5条申請事前調査事項について。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりでございます。

調査事項について、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明しており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に東側水路へ排水。し尿処理及び生活雑排水は合併処理槽で処理後に東側水路へ排水される。

ホ、その他特記事項、令和5年4月13日に説明を受けて確認しています。

令和5年5月9日、小城市農業委員、野方俊彦。

よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は35ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号北の三日月町本告地区にある農地で、転用目的は一体利用地として宅地に建設される一般住宅の駐車場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は自然流下により南側水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、県庁、市役所、町役場(これらの支所を含む)からおおむね300メートル以内にある第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

議 長

1 3 番

なお、申請地は市役所小城出張所から約280メートルに位置しております。  
以上でございます。

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項を報告いたします。

1、譲渡人、2、譲受人、3、申請農地、4、転用目的については事務局の報告のとおりです。

5、調査事項として、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的等により申請地を選定した理由は適当であると判断しました。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断します。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、この土地は駐車場として利用されるため、し尿及び生活雑排水の排水はありません。雨水排水については自然流下して南側側溝へ流すということで、特に問題はないと思います。

ホ、その他の特記事項については、特にありません。

よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は44ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号東の三日月町吉原地区を通る市道吉田吉原線東にある農地で、転用目的は共同住宅2棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

1 3 番

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項の報告をいたします。

1、譲渡人、2、譲受人、3、申請農地、4、転用目的については事務局の提示のとおりです。

5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的等により申請地を選定した理由は適当であると判断しました。

ロ、計画面積の検討についても、利用計画図等により適当であると判断します。  
ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、雨水排水は集水後、西側水路へ、また、し尿及び生活雑排水は合併処理槽にて処理後、西側水路へ放流されることで、周辺農地への影響はないと思います。

ホ、その他の特記事項については、特にありませんでした。

よろしくをお願いします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は52ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所はJR小城駅南の三日月町甘木地区を通る市道土生砂田線西にある農地で、転用目的は建売分譲住宅19棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に、同じく西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場からおおむね300メートル以内にある第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地はJR小城駅から約330メートルに位置しております。

以上でございます。

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項を報告いたします。

1、譲渡人、2、譲受人、3、申請目的、4、転用目的については事務局の報告のとおりです。

5、調査事項について、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的等により申請地を選定した理由は適当であると思います。

ロ、計画面積の検討についても、利用計画図等により適当であると判断できます。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

ニ、被害防除施設・用排水の検討については、雨水排水は西側水路へ放流し、また、し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、西側水路へ放流するということで、周辺農地への影響は少ないと思います。

ホ、その他の特記事項については、特にありません。

議 長

事務局

議 長

13番



議 長	<p>よろしく御審議のほどお願いします。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は4ページを御覧ください。</p> <p>申請番号5について説明をいたします。</p> <p>資料は61ページからとなります。</p> <p>(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号5について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は国道34号南の三日月町遠江地区にある農地で、転用目的は看板設置でございます。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は自然流下により南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または、公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 7 番	<p>この案件については7番池田委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p> <p>農地法第5条申請事前調査事項につきまして報告申し上げます。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的につきましては、先ほどの事務局からの説明のとおりでございます。</p> <p>調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、申請目的及び利用計画図等により適当であると判断いたしました。</p> <p>ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断しました。</p> <p>ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、関係図等により実現確実であると判断いたしました。</p> <p>ニ、被害防除施設・用排水の検討について、周囲に耕作中の農地がなく、用排水はありません。雨水は隣接水路に自然流下されるということで、適当であると判断いたしました。</p>
議 長	<p>令和5年5月9日、小城市農業委員、池田政孝。</p> <p>よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用</p>

権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号96まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は5ページから26ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が139筆、利用権の再設定が134筆、合計で273筆、総面積は58万5,326平米でございます。

今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号96までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は27ページを御覧ください。

農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。

本日の売渡希望の審議件数は4件でございます。

資料は67ページからとなります。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

この申請につきましては、令和5年4月農業委員会にてあっせん担当委員を指名し、あっせん調整活動をしていただきましたが、購入希望者がいなかったとの報告を受けております。ただし、申出人には半年程度を活動期間とすると説明しております。そのため、あっせん担当委員を変更し、改めてあっせん調整活動を行っていただくために審議していただいております。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

この申請につきましても、申請番号1と同様に令和5年4月農業委員会にてあっせん担当委員を指名し、あっせん調整活動をしていただきましたが、購入希望者がいなかったとの報告を受けております。ただし、申出人には半年程度を活動期間とすると説明しております。そのため、あっせん担当委員を変更し、改めてあっせん調整活動を行っていただくために審議していただいております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号4について説明をいたします。

申請番号4、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第6号議案 小城市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は28ページを御覧ください。

第6号議案 小城市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程について説明をいたします。

令和5年4月1日から改正個人情報の保護に関する法律が施行され、小城市においても改正に合わせて個人情報の保護に関する法律施行条例が施行されております。

これまでも農業委員会における個人情報の取扱いについては、「小城市個人情報保護条例の規定に基づく小城市農業委員会が取り扱う個人情報の保護については、

議 長

小城市個人情報保護条例施行規則の規定の例による。」とする小城市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を定めておりましたが、市条例及び条例施行規則が廃止されたため現行規程を廃止し、新たに規程を定めるために提案するものです。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第6号議案 小城市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第7号議案 小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は31ページを御覧ください。

第7号議案 小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見についてを説明いたします。

小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、小城市長から意見を求められているため審議していただくものでございます。今回は農用地区域からの除外が8件となっております。

説明は、別つづりで配付をしております資料の番号順に一括して説明をさせていただきます。

資料と併せて、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（案）を御覧ください。

まず、番号1です。（所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。）

選定理由は、牛津川遊水地事業に伴い移転することとなったが、ほかに自身が所有する農地がないためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

次に、番号2、（所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由は、現資材置場が小城町三里地区にあり、牛津川遊水地事業の影響を受けるため移転を計画しており、国道34号沿いで交通の利便性がよいためとのことです。

申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

次に、番号3です。（所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由は、申請地の周囲が道路、宅地及び水路に囲まれており、農地転用後に宅地になっても他の農地に影響を及ぼすことがないためとのことです。

申請農地は第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

次に、番号4です。（所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由は、近隣には市役所、学校、医療機関及び商業施設があり、生活環境に最適な条件を備えているためとのことです。

申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

次に、番号5です。（所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由は、周辺は宅地化が進み、交通の便もよく、商業施設等に近接してお

り、建売分譲住宅として最適地のためとのことです。

申請農地は第1種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号6、(所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由は、学校や医療機関等、周辺環境がよく、交通の便もよいため、建売分譲住宅として需要が見込めるためとのことです。

申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号7です。(所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由は、牛津川遊水地事業に伴い移転することとなり、現事業所に近く移転に伴う影響が少ないためとのことです。

申請農地は第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

番号8、(所在地番、地目、変更面積を読み上げる。)

選定理由は、閑静な農村集落の一角に位置し、周辺は住宅地となっており、学校、商業施設及び医療機関が比較的近くにあり、生活環境に恵まれているためとのことです。

なお、隣接地は令和3年8月農業委員会にて審議していただき、令和3年12月9日付で農振除外の決定通知が送付されております。

申請農地は第1種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

以上8件、全ての案件につきまして農用地区域から除外することはやむを得ないと考えております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第7号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり回答することに決定しました。

次に、第8号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は追加議案書の1ページを御覧ください。

農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。

本日の所有権移転の審議件数は1件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

申請番号1につきましては、あっせん委員の11番野口委員に結果報告をお願いします。

あっせん経過報告。

令和5年3月6日に農業委員会であっせん委員に指名されました。

3月7日に所有者の〇〇氏と連絡し、条件の確認をいたしました。

3月8日、小作者の〇〇氏にあっせんの申請が出ていることを説明し、購入の意思を確認したところ、1反当たり〇〇万円で購入したいという返事をもらいました。そのことを所有者の〇〇さんに確認したら了解をもらいました。それで、〇〇

議 長

事務局

議 長

11番

議 長	<p>氏にあっせんの成立を報告いたしました。</p> <p>今後の売買についての日程等の詳細は事務局より連絡がある旨を伝え、あっせんを終わりました。</p> <p>以上です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。</p> <p>次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を、年間の予定では5月25日木曜日ということで予定をしていただくように皆様をお願いをしておりましたが、25日は研修会が入っており、翌日の5月26日金曜日、午後1時30分に西館2階の2-6会議室にお集まりをいただきたいと思っております。</p> <p>6月の定例農業委員会の日時、場所ですが、6月5日月曜日、午後1時30分から、ここ2階大会議室となります。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>そしたら、以上をもちまして5月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員